

別記第4の3

自衛消防組織設置指導指針

1 自衛消防組織設置の基本的事項

- (1) 自衛消防組織は管理権原者が設置する。
- (2) 自衛消防組織の設置対象となる防火対象物は、法第8条の2の5第1項で定める防火対象物のほか、政令第2条が適用されることから管理権原者が同一の同一敷地内にある防火対象物（危険物施設も含む）、工作物の床面積を合計した面積で判定する。
- (3) 防火対象物の管理について複数の管理権原者がいる場合は共同して自衛消防組織を設置する。

2 管理権原者

- (1) 管理権原者は、おおむね次表に示す者が該当するものであること。

事業形態		防火管理者選任届出書に記載された管理権原者
営 利 法 人	個人営業	事業主
	株式会社	商業登記上の代表取締役
	有限会社	商業登記上の取締役又は複数取締役がいて会社を代表する取締りを定めている場合には代表取締役
	上記以外営利法人 (合名・合資会社等)	代表社員
公 益 法 人	一般公益法人 (財団法人等)	定款、寄付行為等により代表権の指定を受けている理事(例 理事長)
	宗教法人	代表役員
	学校法人	理事長
	社会福祉法人	代表権を有する理事(例 理事長)
	医療法人	理事長
そ の 他	税務署	税務署長
	郵便局	郵便局長
	警察署	警察署長
	公立学校	校長

- (2) 表中に該当する役職等がない場合は、次に掲げる権限を有していること。
 - ア 事業主等当該事務所を代表することができること。
 - イ 建物の増・改築、避難施設及び消防用設備等の設置並びに維持管理の権限を有していること。
 - ウ 当該事務所に勤務する者について、人事又は労務上の権限を有していること。
 - エ 防火対象物の一部を使用している事業所にあつては、当該事務所内の什器、備品等動産の設置及び管理について権限を有していること

3 自衛消防組織の要員

(1) 統括管理者

- ア 統括管理者は防火管理者、防災管理者を兼務することができる。

イ 自衛消防組織設置の届出をする際、省令第4条の2の15第3項に定める書面として次表の書面を添付すること。

資格等の種類	根拠条文	資格を証明する書面
自衛消防業務講習修了者	政令第4条の2の8第3項1号	自衛消防業務講習修了証
市町村消防職員で1年以上管理的又は監督的職	政令第4条の2の8第3項2号	消防職員が所属していた市町村等が発行する証明書類
市町村消防団員で3年以上管理的又は監督的職	政令第4条の2の8第3項2号	消防団員として所属していた市町村の消防団長が発行する証明書類

(2) 要員の基準

ア 統括管理者を含め、専従、常駐を必ずしも求めるものではない。

イ 自衛消防組織には統括管理者及び次の(ア)から(エ)に掲げる業務ごとにそれぞれおおむね2人以上自衛消防要員を置かなければならない。

(ア) 火災の初期段階における初期消火活動に関する業務

(イ) 情報の収集及び伝達並びに消防用設備の監視等に関する業務

(ウ) 在館者が避難する際の誘導に関する業務

(エ) 救出及び救護に関する業務

ウ 上記イの業務間の兼務は想定されていないが、防火対象物の実情及び必要な自衛消防組織活動の業務量に応じて兼務が可能な場合もある。